

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級準用第 9 級に該当するとして、障害等級第 10 級として認定した原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、土木作業員として就労中、平成〇年〇月〇日に車から転倒し、足の上に道具が落下し、左下肢を負傷した。

請求人は〇センターを受診し、「左足関節脱臼骨折、慢性疼痛」と診断され、その後加療の結果、平成〇年〇月〇日に治癒した。

治癒後、障害が残存するとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）別表第 1 に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第 10 級に該当するとして、同等級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

請求人には左下肢機能障害及び慢性疼痛などの障害が生じている他、経過中に疼痛は右下肢にも生じている。これらの障害を正しく評価すれば、少なくとも 5 級 5 号に相当する。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

請求人が作成・提出した予診表の所訴を踏まえ、労災医員に意見を求めたうえで、請求人に残存する障害は、左足関節の機能障害として「1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの」（第 10 級の 10）及び左下腿部の神経症状として「局部にがん固な神経症状を残すもの」（第 12 級の 12）が残存していることを認めるが、これは 1 つの障害を複数の観点で評価しているものに過ぎないものであるから、上位等級である第 10 級の 10 に該当するものと判断したものである。

4 審査官の判断

(1) 左足関節の機能障害について

診断書、局医意見書及び監督署職員の調査結果のとおり足関節の可動域角度は患側 20 度、健側 85 度であるところから、左足関節の可動域は健側の可動域角度の $1/2$ 以下に制限されていることが認められる。局医意見書では、左足関節脱臼骨折後の関節拘縮によるものとされている。したがって、機能障害の程度は、「1 下肢の 3 大関節中の 1 の関節の機能に著しい障害を残すもの」（第 10 級の 10）と評価するのが妥当である。

(2) 左足指の機能障害について

請求人の訴える左足指の機能障害について、請求人の左足指の可動域角度が他動では健

側と著明な差はないことを現認しており、障害等級には該当しないものである。

(3) 神経症状について

左下肢の神経症状について、診断書から左足関節脱臼骨折の他、腓骨骨幹部骨折があり、腓骨神経麻痺が認められ、手術及びリハビリテーションを行ったが、左尖足変形、CRP S症状（皮膚冷感、腫脹、骨萎縮）のため荷重困難が続き、物療、ペインクリニック治療、装具療法を行ったが、疼痛と尖足変形、筋及び骨萎縮にて荷重不能、歩行は両松葉杖が必要であることが認められる。

○センター医師は、症状所見書において、左腓骨神経領域の知覚鈍麻、腓骨神経麻痺を認め、局医は、左下腿にRSDによるがん固な疼痛「局部にがん固な神経症状を残すもの」（第12級の12）を認めている。当審査官も左腓骨神経損傷によるRSDと評価するのが妥当であると判断する。

(4) 結論

以上のことから、請求人には、左足関節脱臼骨折による左足関節の機能障害第10級相当及び腓骨骨幹部骨折による腓骨神経領域にRSDの神経症状として第12級相当の障害の残存が認められる。これらは別の原因による障害であると認められるので、併合第9級と評価するのが妥当と判断する。

したがって、本件については、監督署長が請求人に対してした障害等級第10級に応じる障害補償給付の支給に関する処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。